

官民連携について

平成26年11月19日

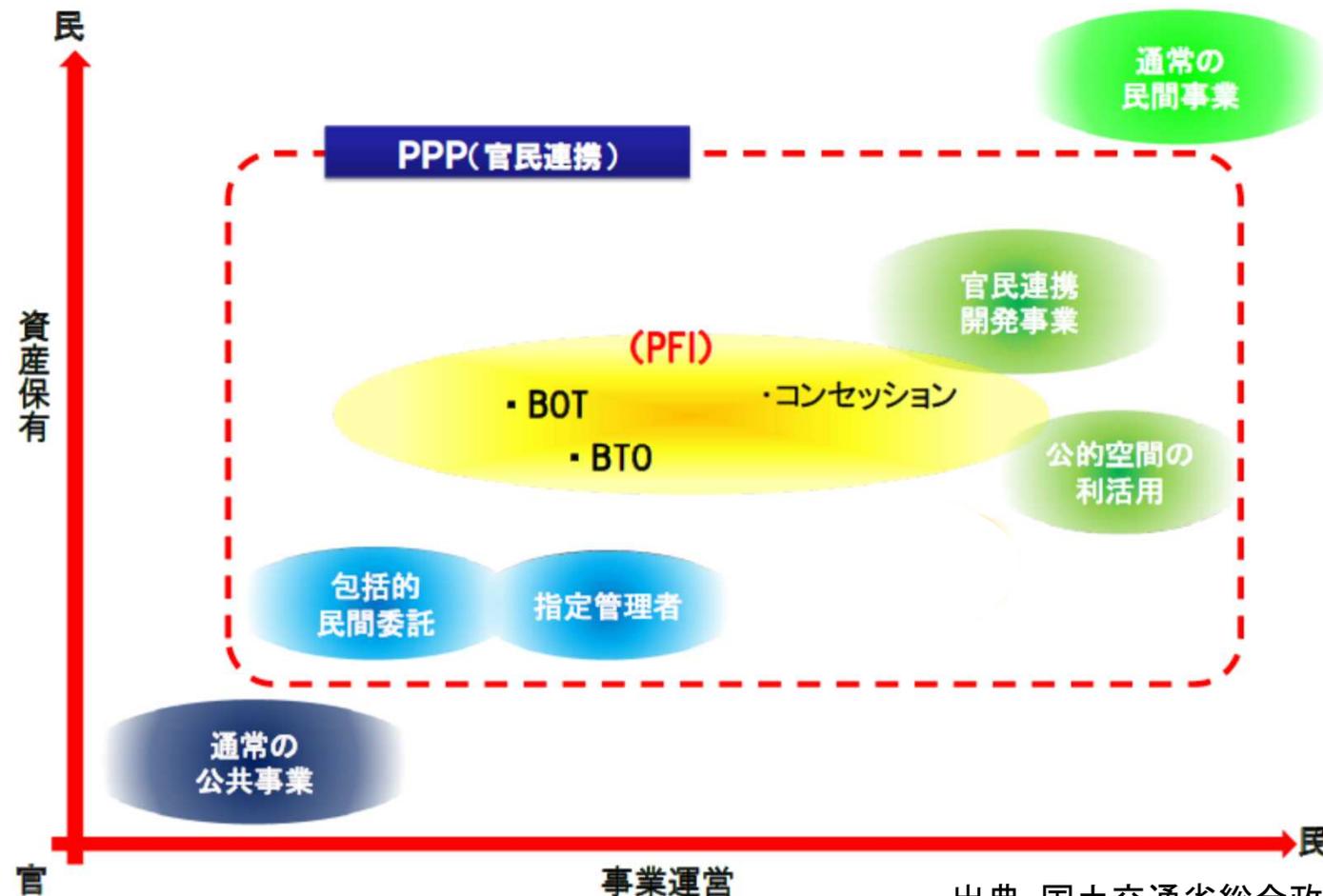
厚生労働省健康局水道課水道計画指導室

室長補佐 朝尾 幸司

PPP(Public Private Partnership)とは

(内閣府作成資料)

行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



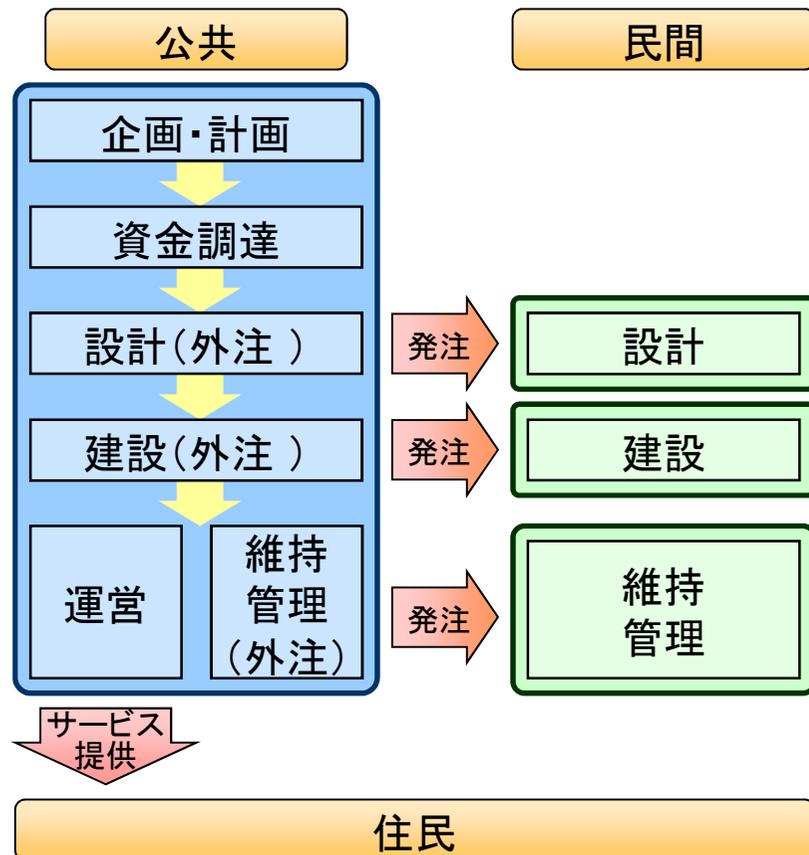
出典:国土交通省総合政策局資料

PFI(Private Finance Initiative)とは

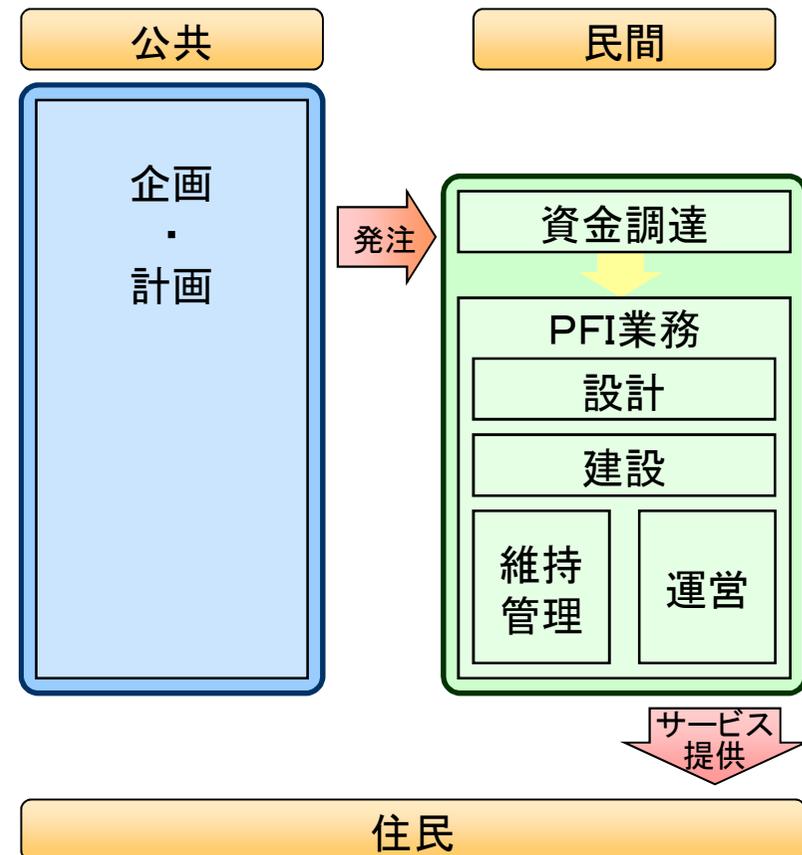
(内閣府作成資料)

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- PFI法に基づき実施。

従来型公共事業



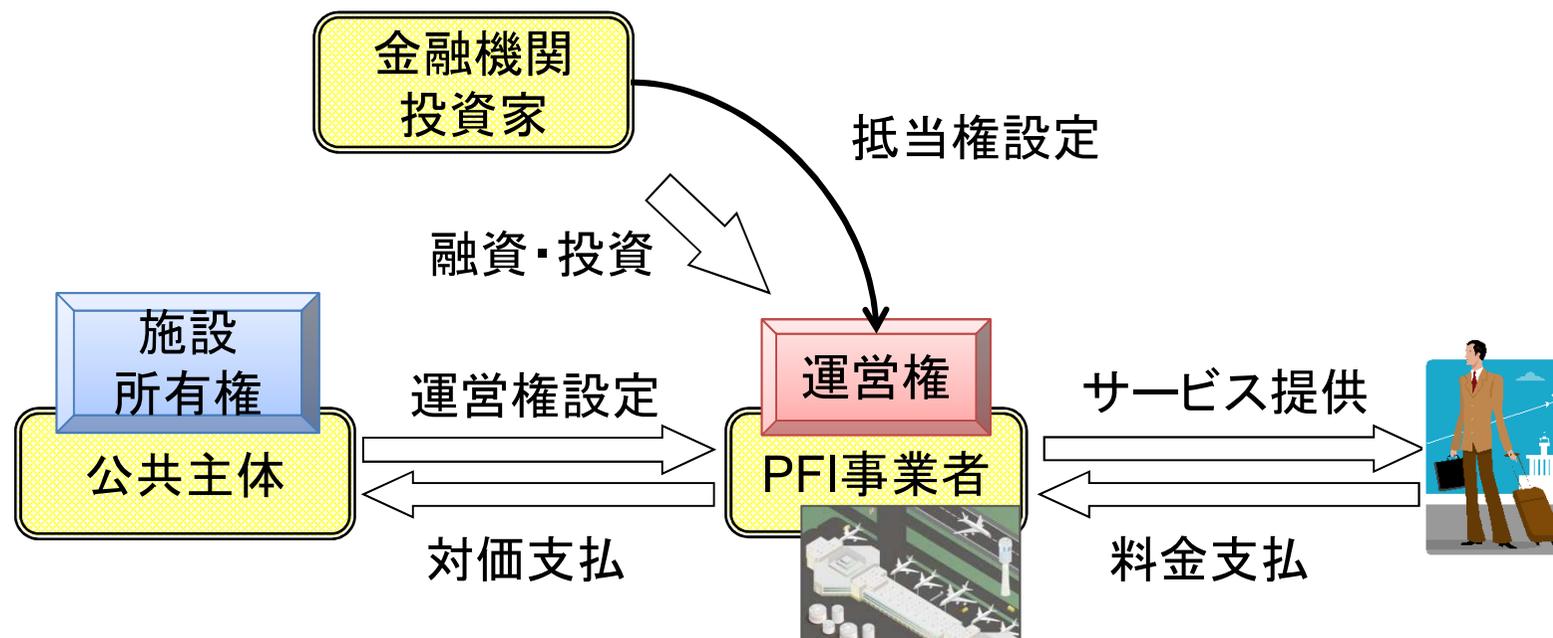
PFI事業



コンセッション方式(公共施設等運営権方式)とは

(内閣府作成資料)

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



官民連携に関するこれまでの国の取り組み

各種手引きの作成

厚生労働省では、水道事業者等による官民連携の普及・促進を図り、水道事業の運営基盤強化策に適切に活用されるよう、水道事業の官民連携に関する手引きとして、これまで以下に掲げる3つの手引きを策定・公表してきた。

- ・民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き（平成20年6月策定）
- ・第三者委託実施の手引き（平成19年11月策定、平成23年3月改訂）
- ・水道事業におけるPFI導入検討の手引き（平成19年11月策定）

これまで策定・公表してきた3種類の手引きを再編し、1冊にとりまとめた。



「水道事業における官民連携に関する手引き」
（平成26年3月策定）



水道分野における官民連携推進協議会

- 水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。
- そのため、広域化と並ぶ施策の柱として、民間の人材・技術力・資金の活用を目的とする官民連携を推進している。
- 平成22年度から、厚生労働省は経済産業省と連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で開催している。
- **平成26年度は、東京・新潟・宮城・福岡で開催予定。**

水道事業におけるPFIの現在までの導入状況（11件）

事業体名称	東京都水道局	東京都水道局	神奈川県企業庁
対象浄水場	金町浄水場	朝霞・三園浄水場	寒川浄水場
事業内容	電力及び蒸気供給等	電力及び蒸気供給等	脱水ケーキの再生利用等
事業方式	BOO方式	BOO方式	BTO方式
運用開始(期間)	H12(20年間)	H16(20年間)	H18(20年間)
契約額	約253億円	約540億円	約150億円

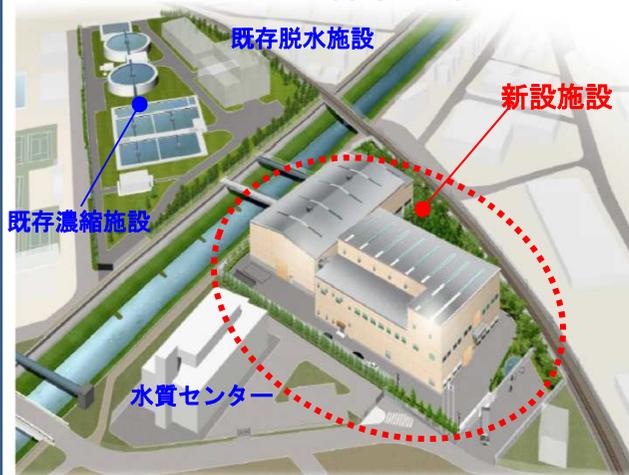
埼玉県企業局	千葉県水道局	愛知県企業庁	横浜市水道局
大久保浄水場	ちば野菊の里浄水場	知多浄水場始め4浄水場	川井浄水場再整備
発生土の有効利用等	発生土の有効利用等	脱水ケーキの再生利用等	膜ろ過施設の設計・施工・運転等
BTO方式	BTO方式	BTO方式	BTO方式
H20(20年間)	H19(20年間)	H18(20年間)	H26(20年間)
約242億円	約90億円	約53億円	約265億円

千葉県水道局	愛知県企業庁	夕張市	岡崎市水道局
北総浄水場	豊田浄水場始め6浄水場	旭町浄水場、清水沢浄水場	男川浄水場
排水処理施設の更新・維持・運転 発生土の再生利用等	脱水処理施設等、天日乾燥床 の運営・維持管理等(5浄水場)	新浄水場の設計・施工・運転等 場外系設備の更新等	新浄水場の建設・保守点検 排水処理施設の運転管理等
BTO方式	BTO方式	BTO方式	BTM方式
H23(20年間)	H23(20年間)	H24(20年間)	H30(20年間)※H25契約締結
約76億円	約138億円	約48億円	約110億円

出典：各水道事業体ホームページ等より抜粋

水道事業におけるPFIの導入事例

寒川浄水場排水処理施設特定事業 (神奈川県企業庁)



【特徴】

○老朽化した排水処理施設(脱水施設)の更新に当たり、民間企業が施設の設計、建設、維持管理、運営、脱水ケーキの再生利用を実施。

川井浄水場再整備事業 (横浜市水道局)



【特徴】

○日本で初めて浄水場施設全体の更新と運営・管理をPFI方式で実施。

○国内最大の膜ろ過施設
(セラミック膜)。

○太陽光発電で浄水場の電力を賄い、CO2削減。

朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業 (東京都水道局)



【特徴】

○常用発電設備(コージェネレーションシステム)を民間企業が建設・運営。

○平常時には、電力及び熱(蒸気)を、震災時には電力を供給。水道事業者は事業契約に基づき、電力等の購入代金を支払う。

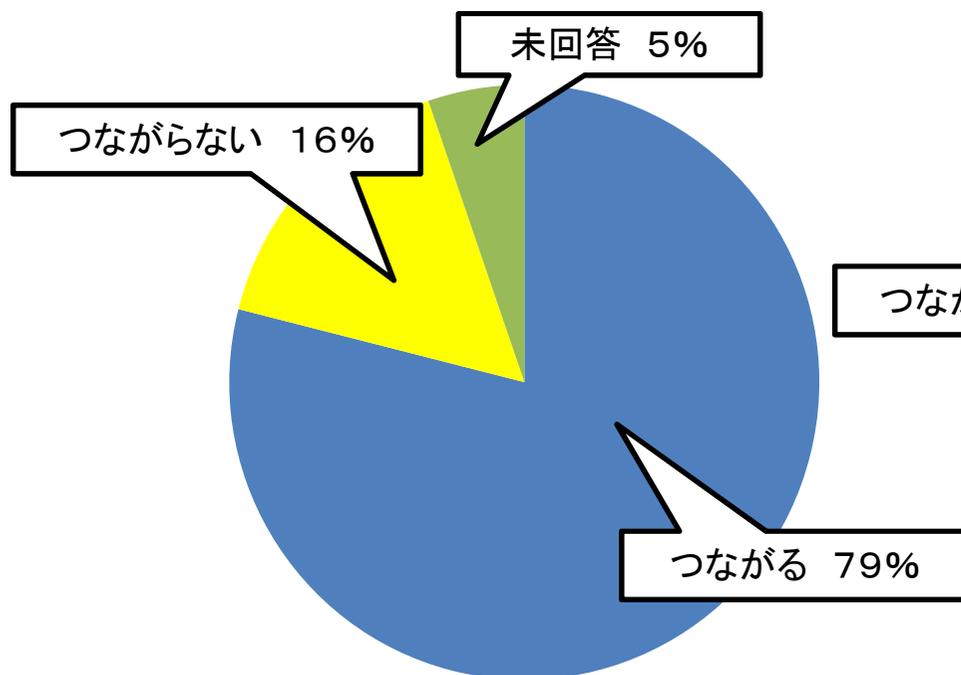
平成26年度第1回官民連携推進協議会

(H26.8.20 東京会場) アンケート結果①

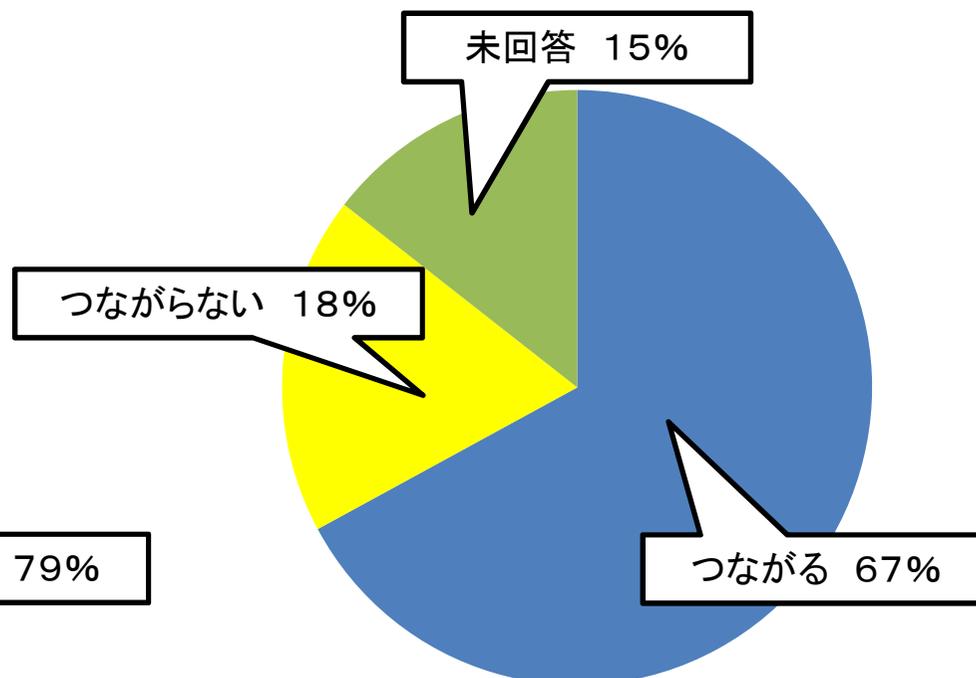
【参加人数 水道事業者等45名、民間事業者122名(50社)】

(質問) 今後の具体的なプロジェクトへの官民連携につながるとお考えですか？

水道事業者等(回答数N=38)



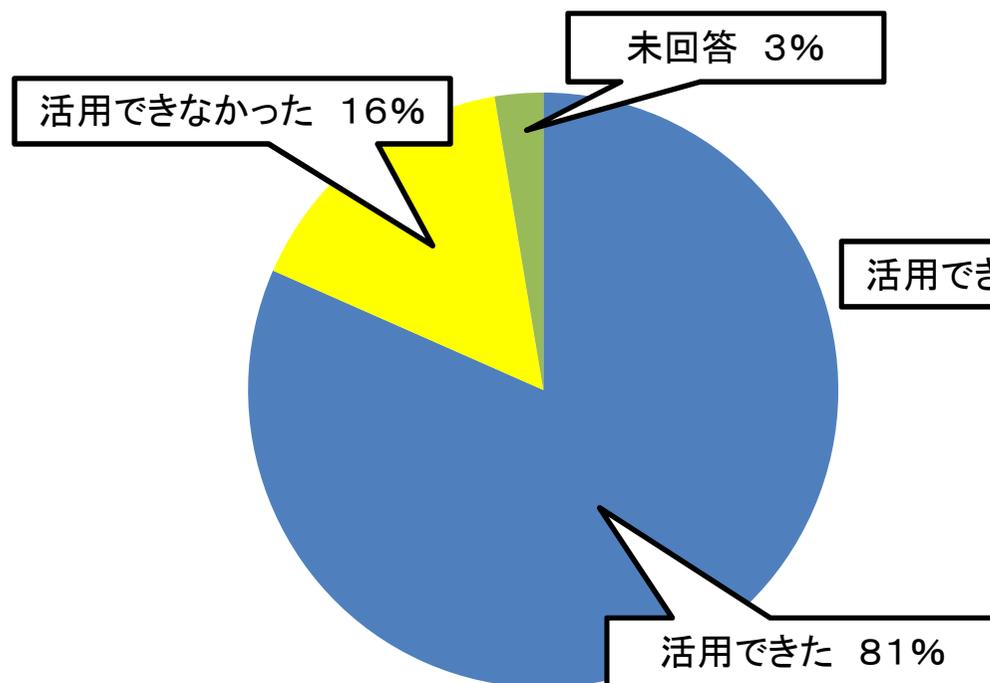
民間事業者(回答数N=76)



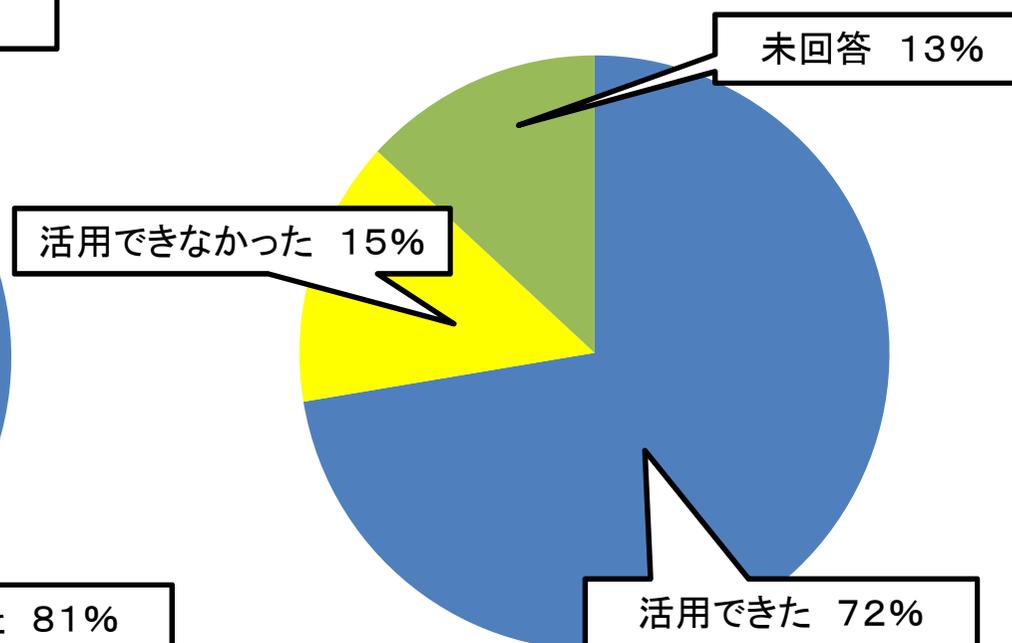
平成26年度第1回官民連携推進協議会 アンケート結果②

(質問) マッチングの場は活用できましたか？

水道事業者等(回答数N=38)



民間事業者(回答数N=76)



官民連携推進協議会当日の様子(H26.8.20)



講演



グループ別ディスカッション

政府によるコンセッション方式への取組み①

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン (H25.6.6民間資金等活用事業推進会議決定)

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における公共施設等運営権制度の積極的導入

経済財政運営と改革の基本方針(H25.6.14閣議決定)

PPP/PFIへの抜本的転換に向けたアクションプランの下、民間提案の活用、官民連携体制の構築、コンセッション方式の空港、上下水道、道路等への積極的導入を進めるほか、(後略)

日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)

空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進する。

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン①

(内閣府作成資料)

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

: 3～4兆円

<具体的取組>

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

次へ ⇒

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン②

(内閣府作成資料)

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

< 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

< (1)~(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた 各種補助金・交付金の重点化 等

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

政府によるコンセッション方式への取組み②

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26~平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014~未来への挑戦~(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、**上水道6件**、下水道6件、道路1件)を明記。

集中強化期間の取組方針①

(内閣府作成資料)

◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

(1) 事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)

(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

集中強化期間の取組方針②

(内閣府作成資料)

○ 重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備 等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）①

（内閣府作成資料）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

(iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間で集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

① 集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）②

（内閣府作成資料）

②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

④運営権事業推進のための体制強化

- ・関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。

厚生労働省におけるこれからの取り組み予定

○「水道分野における官民連携推進協議会」の開催の継続

- ・第2回 新潟(平成26年10月10日予定)
- ・第3回 宮城(平成26年12月 5日予定)
- ・第4回 福岡(平成27年 2月20日予定)

○官民連携に関するアンケート調査やヒアリングの実施による情報収集と案件の発掘及び課題の整理

- ・検討

御静聴ありがとうございました